

中国商標権に基づく不当な権利行使事件における「権利濫用の禁止」原則の適用について¹

■ 鐘 鳴（著）

■ 鐘雨姍（訳）

抄 録

本稿では、中国における商標権に基づく不当な権利行使に関する 15 件の民事訴訟事例を整理し、その要旨をまとめ、裁判を評価することにより、不当な権利行使行為の認定方式と規制モデルを探った。中国における商標権に基づく不当な権利行使行為を規制するキーポイントは、「権利濫用の禁止」原則の適用にある。「権利濫用の禁止」原則は一般条項として、「構成要件該当—法的効果の発生」という適用の仕組みを利用できないため、認定に必要な各要素とその重みを識別して総合的に判定すべきである。悪意で商標権を登録して行使するという最も深刻な行為については、その主な目的である悪意に基づいて権利濫用と認定すべきである。本稿では、「権利濫用の禁止」原則を適用して中国における商標権に基づく不当な権利行使行為を規制するための、権利の基礎、行為の形態、濫用の認定及び法的効果という四つの側面をまとめた。

1. はじめに

中国において、「商標権に基づく不当な権利行使」は、「商標権の濫用」とも呼ばれ、多くの場合には悪意による商標登録と双方向の因果関係がある。不当な権利行使の悪意は、悪意による登録に由来するが、裏返して言えば、不当に取得した商標権に基づいて、権利を不適切に主張することで、不法な市場競争利益を得ようとするという目的は、商標登録の悪意でもある。不当な権利行使行為は、悪意によって登録した商標権を行使する行為のみを含むものではなく、商標権の取得には不当性がないが、その権利行使行為に明らかな悪意があるため、権利濫用となる可能性もある。

さらに、商標の登録出願が、使用のためではなく、他人の使用を妨げた

¹ 本稿（日本語バージョン）は日本知的財産協会の機関誌に掲載されている。掲載情報：（一社）日本知的財産協会「知財管理」Vol. 74 No. 3 pp. 380~390 (2024)。

り、譲渡によって利益を得ようとしたりするためである「中間状態」も存在する。例えば、ある企業の商標ネーミングの傾向に基づいて、事前に商標のポートフォリオ分析を行い、当該企業が自ら進んで網に掛かるのを待ち、侵害訴訟提起などを脅しとして高額な商標譲渡対価を要求して、自分が独占する商標を他人のブランド構築の努力と交換する。即ち商標登録は、競争に関する法律による保護を図るためのものではなく、「利益を得る」ためのものである。この場合、その形式上の法的地位を濫用していると言える²。

中国において、商標登録の取得は権利行使行為の基礎に過ぎず、商標権を行使して初めて、商標権者が権利を濫用しているか否かを判断することができる。商標権に基づく不当な権利行使行為の目的は「他人を害し、自己を利する」ことにあり、行為対象の事業活動を縮小、変更または停止させることで損失をもたらすことにあり、商標権者はそれによって競争上の優位を得ることができる。

中国では、商標権に基づく不当な権利行使に対抗する戦略も、絶えず変化し続けている。最初は、例えば中国『商標法』第 59 条に規定されている正当な使用及び先使用権の抗弁を主張する、又は第 57 条に基づいて自己の行為は関連公衆に混同を生じさせることがないと主張するなど、法律における明確な規定を利用して抗弁し、その後、無効審判により悪意で登録された商標権を無効にするという方法が利用されていた。しかし、この方法は時間がかかり、場合によっては商標権が無効とされない可能性もある。そこで、侵害訴訟における悪意の登録者が主張した商標権に正当性がないと抗弁する方法も現れた。さらに、悪意で登録された商標権を無効にする請求には多大なコストを要し、侵害訴訟や行政取締への対応も同様にコストがかかり、且つ権利を行使されることでその他の経営上の損失を被ることもあるため、真の権利者は、受動的な防御から能動的な攻撃へとシフトチェンジし、悪意による登録及び権利行使行為に対して、侵害訴訟、不正競争訴訟または悪意による知的財産権訴訟提起の損害賠償責任を問う訴訟などを提起することで、悪意の登録者の責任を追及するようになった。

以上のことから、中国における商標権に基づく不当な権利行使行為を規制するキーポイントは、「権利濫用の禁止」原則の適用にあることがわかる。2017 年 10 月 1 日に施行された中国『民法総則』では、第 132 条に「権利濫用の禁止」原則が規定された。中国で法律に明文化されたのはこれが初めてであり、この規定はその後何ら手を加えられることなくそのまま中国『民法典』第 132 条に規定されている。中国『民法典』の施行後、最高人民法院

² BGH NJW-RR 2001, 975.

は『中華人民共和國民法典』総則編の適用における若干問題に関する解釈（以下、中国『総則編解釈』という）を公布し、「権利濫用の禁止」原則がどのように適用されるべきか、その法的効果が何であるかについて規定している。

本稿は、中国における、「権利濫用の禁止」原則又はその精神を適用して商標権に基づく不当な権利行使に対応する様々な事例をできる限り完全に整理し、事例における「権利濫用の禁止」原則の適用条件及び法的結果等を初歩的に総括しようとするものである。中国の商標法分野の問題を分析するものであるため、以下では、特別な説明がない限り、法律、法制度、事例、法的手段、及び機関などは全て中国におけるものである。

2. 中国における商標権に基づく不当な権利行使事件における「権利濫用の禁止」原則の適用状況

2014年、最高人民法院が下した「歌力思」事件の再審判決により、悪意で「商標権」を登録し行使する行為を規制するための訴訟に、「権利濫用の禁止」原則が正式に導入された。本稿では、「歌力思」事件を出発点として、実務における権利濫用に関連する15件の事例を選び、その適用状況を探る。

表1：商標権に基づく不当な権利行使事例の基本的な情報


番号	商標	事実	結論
1	歌力思 ³	原告の王碎永は、被告の歌力思社の有名な婦人服ブランド「歌力思」をハンドバッグ等の商品にて商標登録し、歌力思社を権利侵害で訴えた。	法の趣旨・精神に違背し、他人の正当な権利・利益を害する目的で悪意をもって権利を取得して行使し、市場における正当な競争秩序を乱すいかなる行為も、権利濫用とみなされる。王碎永が非善意で取得した商標権で

³ 指導判例82号（最高人民法院審判委員会が審議・採択、2017年3月6日より公布）、「王碎永が深圳歌力思服飾股份有限公司、杭州銀泰世紀百貨有限公司を訴える商標権侵害事件」、最高人民法院による（2014）民提字第24号民事判決書参照。

			歌力思社の正当な使用行為に対して侵害訴訟を提起した行為は、権利濫用を構成する。
2	UL	原告の指南針社と中唯社は、被告のユニクロ社が「UL」商標を出願・使用する前に、当該商標と酷似している商標を出願して登録し、ユニクロ社に高額な譲渡費用を請求したが失敗した後、42件の侵害訴訟を提起した。また、原告は2600件以上の登録商標も保有し、商標譲渡のウェブサイトも運営して売り出している。	<p>①商品が同一であり、商標が類似し、権利侵害を構成するため、侵害行為を差し止めると共に、損害賠償を命じる判決が下された⁴。</p> <p>②権利侵害を構成するため、権利侵害の差し止めが命じられたが、原告が使用を目的としない商標を登録出願し、高額な賠償請求を行っていることに鑑みて、「権利濫用の禁止」原則に基づき、裁判所は賠償請求を支持しなかった⁵。</p> <p>③原告は係争商標を使用していないため、周知性がなく、被告には他人の商業的名誉にただ乗りする悪意がなく、且つ自らの周知性を持っており、ブランド専門店で販売することは混同を生じることがないため、権利侵害</p>

⁴ 「広州市指南針會展服務有限公司、廣州中唯企業管理諮詢服務有限公司が迅銷（中国）商貿有限公司、迅銷（中国）商貿有限公司深圳宝能太古城店を訴える商標権侵害事件」、広東省深圳市中級人民法院による（2015）深中法知民終字第1562号民事判決書参照。

⁵ 「広州市指南針會展服務有限公司、廣州中唯企業管理諮詢服務有限公司がユニクロ商貿有限公司、ユニクロ商貿有限公司上海船廠路店を訴える商標権侵害事件」、上海市高級人民法院による（2015）沪高民三（知）終字第97号民事判決書参照。

			を構成しない ⁶ 。 ④原告は不正な手段で商標権を得た後、高額で譲渡しようとしたが、成功しなかった後、一括して訴訟を提起しており、主観的悪意が明らかであり、信義誠実の原則に違反し、司法資源を利用して不正な利益を図っているため、被告の「悪意の訴訟」という抗弁が成り立つ ⁷ 。
3	STAHLWERK ⁸	原告の威科社の関連会社は、かつてドイツの会社のために「STAHLWERK」ブランドの電気溶接機の外観の設計及び製品の加工を行ったことがあるが、後に威科社が「STAHLWERK」商標を登録し、被告のROSDN社のOEM製造行為が権利侵害を構成すると訴えた。	威科社はドイツの会社の「STAHLWERK」商標を知っていながら同一商標を出願登録し、信義誠実の原則に違反し、その上で当該商標を権利基礎として権利侵害訴訟を提起し、商標権の行使方法も信義誠実の原則に違反し、正当性がない。
4	 というロゴ ⁹	Ubisoft Entertainment社の『アサシン クリ	獅子山社が出願登録した商標は、Ubisoft Enterta

⁶ 「広州市指南針會展服務有限公司、広州中唯企業管理諮詢服務有限公司が迅銷（中国）商貿有限公司、北京易喜新世界百貨有限公司を訴える商標権侵害事件」、北京知識産権法院による（2015）京知民終字第 2119 号民事判決書参照。

⁷ 広州市指南針會展服務有限公司、広州中唯企業管理諮詢服務有限公司がユニクロ商貿有限公司、ユニクロ商貿有限公司上海月星環球港店を訴える商標権侵害事件」、最高人民法院による（2018）最高法民再 396 号民事判決書参照。

⁸ 「深圳市時代威科焊接科技有限公司が浙江勞士頓科技股份有限公司を訴える商標権侵害事件」、浙江省高級人民法院による（2021）浙民申 4890 号民事裁定書参照。

⁹ 「広州市花亦濃貿易有限公司が義烏市拾樂貿易有限公司を訴える商標権侵害事件」、浙江省金華

		ード』のゲームロゴは、獅子山社に商標として登録され、原告の花亦濃社はその使用を許諾された。獅子山社は160件近くのゲーム関連の商標を続々と登録し、花亦濃社を通じて大量の侵害訴訟を提起した。被告の拾楽社は商品に上述標章を使用している。	inment社の著作権を侵害する疑いがあり、またゲーム『アサシン クリード』の周知性にただ乗りし、ゲームユーザーの購入を促す主観的な意図を持っている。獅子山社がゲーム関連の商標を大量に溜め込み、そして花亦濃社を通じて大量の侵害訴訟を提起する行為は、権利濫用を構成する。
5	西四社 ¹⁰	「西四包子舗」は被告の華天社が設立した企業で、1960年代に使用が開始され、1981年～2001年に継続的に使用され、2021年6月から再使用されている。「西四社」商標は元々2012年に青島中一社により登録され、2021年に、2018年に設立された原告の北京西四社に譲渡された。	被告の行為は混同性の権利侵害を構成しない。北京西四社の権利基礎に重大な瑕疵があることを証明することができず、その行為が信義誠実の違反に該当しないことを前提に、商標権の濫用を構成すると認定されるべきではなく、他の権利侵害行為の存在は、権利濫用を認定する要件として考慮すべきではない。
6	MK ¹¹	原告の建發工場は外国貿易の企業であり、1999年に「ハンドバッグ	建發工場は、より強い商標の排斥力を獲得するために中国国内で「MK」商

市中級人民法院による (2019) 浙 07 民終 2958 号民事判決書参照。

¹⁰ 「北京西四包子炒肝有限公司が北京華天飲食控股集团有限公司、北京京飲華天二友居餐飲管理有限公司、北京京飲華天二友居餐飲管理有限公司西四南店を訴える商標権侵害及び不正競争事件」、北京知識産権法院による (2022) 京 73 民終 1838 号民事判決書参照。

¹¹ 「汕頭市澄海区建初手袋工藝廠が邁克爾高司商貿 (上海) 有限公司、邁可寇斯 (瑞士) 國際股份有限公司を訴える商標権侵害事件」、最高人民法院による (2019) 最高法民申 6283 号民事裁定書、浙江省高級人民法による (2018) 浙民終 157 号民事判決書参照。

		<p>」商品において「MK」商標を登録した。被告のMichael Kors社のバッグブランドの「MICHAEL KORS」は販売と宣伝に「mk」又は「MK」等をよく併用している。</p>	<p>標を大量に使用するということをしなかつただけでなく、逆に2015年からその商標を非規範的に使用し、被告の標章に意図的に接近し、模倣し、後者の商業的名誉にただ乗りして、市場の混同を求めていた。よって、係争行為が混同（逆混同を含む）を生じることはない。建發工場が「悪意の訴訟」を提起したとの被告の抗弁理由については、裁判所は評価を行わなかった。</p>
7	青花椒 ¹²	<p>原告の萬翠堂社は「レストラン」等の役務に登録された「青花椒」を含む商標を複数件譲り受け、登録し、その後、被告の五阿婆火鍋店がその看板に「青花椒」という文字を使用しているため、権利侵害にあたるとして提訴した。</p>	<p>商標の登録と使用は信義誠実の原則に則るべきで、他人の正当な使用に介入する権利がない。「青花椒」は調味料の名称であり、被告が「青花椒」を使用したのは、料理に青花椒という調味料が含まれることを記述するためであり、商標的使用ではなく、商標の商業的名誉にただ乗りしておらず、混同を生じさせることなく、権利侵害を構成しない。</p>

¹² 「上海万翠堂餐饮管理有限公司が温江五阿婆青花椒魚火鍋店を訴える商標権侵害事件」、四川省高级人民法院による（2021）川知民終 2152 号民事判決書参照。

8	啓航学校 ¹³	<p>貴陽啓航学校は「学校（教育）」役務において「啓航学校」商標を登録した後、原告の中創社に使用を許諾し、また、中創社の株主である蘇康は曾て被告の啓航社の管理職であった。当該商標の出願登録の前に、啓航社は既に大学院受験講義において「啓航考研」などの標章を使用し、一定の影響を有している。</p>	<p>啓航社の先使用権の抗弁は成立したが、「中創社は悪意的に権利を行使している」という被告の主張については、裁判所は評価を行わなかった。</p>
9	TELEMATRIX ¹⁴	<p>原告の中訊社はCetis社の「TELEMATRIX」のOEMメーカーである。被告の比特社も過去にOEMメーカーであったが、同一の商標を登録した後に、中訊社に対し権利侵害にあたりと通報し、中訊社が非侵害確認訴訟を提起した後、侵害訴訟を提起した。当該商標が無効とされた後、中訊社は、「悪意の訴訟」の責任を主張した。</p>	<p>比特社は信義誠実の原則に違反する不正な手段で商標登録を得て、他人の正当な利益を害することを目的として、訴訟を利用して悪意的に権利を行使した。これは、権利濫用行為と認定されるべきであり、悪意の訴訟を構成する。中訊社の合法的な権益を害し、賠償責任を負うべきである。</p>

¹³ 「北京中創東方教育科技有限公司が北京市海淀区啓航考試培訓学校、北京市啓航世紀科技發展有限公司を訴える商標権侵害事件」、北京知識産権法院による（2015）京知民終字第588号民事判決書参照。

¹⁴ 「江蘇中訊数碼電子有限公司が山東比特智能科技股份有限公司を訴える、悪意知識産権訴訟による損害責任を問う事件」、最高人民法院による（2019）最高法民申366号民事裁定书、江蘇省高級人民法院による（2017）蘇民終1874号民事判決書参照。

10	CPU ¹⁵	<p>「CPU」は注型用ポリウレタンの普通名称であり、共利社は関連技術の特許権者である。共利社は「CPU」を商標として登録した後、科順社を権利侵害で行政機関に通報し、その結果、後者の製品が差し押さえられ、処罰を受けた。その後、共利社は科順社を権利侵害で提訴した。最終的に、当該商標は無効審判により無効とされた。</p>	<p>共利社は「CPU」が業界の普通名称であることを知りながら、それを商標として登録し、科順社に対して商標権侵害訴訟の提起及び行政機関への通報等の悪意のある権利行使措置を取り、科順社に経済的損失を与えたため、権利侵害責任を負うべきである。</p>
11	古北水鎮 ¹⁶	<p>古北水鎮社は北京市密云区の観光地である古北水鎮を運営するために設立された会社である。小壕社は商標代理事務所であり、密云区で設立された後、直ちに「古北水鎮」商標を出願登録し、登録が認められた後、古北水鎮社に権利侵害の警告状を送り、商標権侵害として行政機関に通報した。</p>	<p>小壕社がその商標の権利基礎に重大な瑕疵があることを知りながら、不正な利益を求め、他人の合法的な権益を害することを目的として、商標権を行使したのは、明らかに商標権の濫用を構成する。他人の権利を侵害する商標、冒認出願によって登録された商標は、登録により権利の外観を得たとしても、権利侵害行為の性質を変えることはできない。</p>

¹⁵ 「紹興市科順建材有限公司が新昌県共利新穎建材有限公司を訴える、悪意知識産権訴訟による損害責任及び権利侵害責任を問う事件」、最高人民法院による（2018）最高法民申 3243 号民事裁定書、浙江省高級人民法院による（2018）浙民終 37 号民事判決書参照。

¹⁶ 「北京古北水鎮旅游有限公司が北京小壕科技有限公司を訴える不正競争事件」、北京知識産権法院による（2021）京 73 民終 4553 号民事判決書参照。

12	确美同 ¹⁷	<p>バイエル社は「确美同」商標の登録者及び「太陽、虹、波浪図」、「サーフィンボーイ図」の著作権者である。李慶は上述の図形部分を商標として登録した後、タオバオサイトで大量の侵害申告を行った。また、李慶は「ECサイトへの商標権侵害申告の代行業務」を業にして、「被申告者が5万人民元以上を支払えば、李慶が侵害申告を取り下げる」というようにしている。</p>	<p>李慶が、バイエル社が適時に商標を登録しなかったことに乗じて、利益を図るために冒認出願すると共に、ECサイトへの侵害申告を提起したのは、典型的な「労せずして利益を得る」行為である。このように他人の先行権利を侵害して商標権を悪意的に取得して行使する行為は、信義誠実の原則に違反し、不正競争行為とみなされるべきである。</p>
13	爱适易 ¹⁸	<p>Emerson社の「爱适易」商標は、食品ごみの処理装置分野で一定の周知性を有している。和美泉社は「爱适易」等のEmerson社商標を何度も出願したが、異議申立や無効審判にかかり、最終的に登録が認められなかった。和美泉社は、このほかにも他人の周知性の高い</p>	<p>和美泉社の冒認出願の行為は、信義誠実の原則に違反し、公平競争の市場秩序を乱し、Emerson社の合法的な権益を害するものであり、法に基づいて権利侵害行為の停止、損失の賠償等の法律責任を負うべきである。</p>

¹⁷ 「拜耳消費者関愛控有限責任公司、拜耳消費者護理股份有限公司が李慶、浙江淘宝网絡有限公司を訴える不正競争事件」、浙江省杭州市余杭区人民法院による（2017）浙0110民初18627号民事判決書参照。

¹⁸ 「艾默生電気公司在厦門和美泉飲水設備有限公司、厦門海納百川网络科技有限公司、王移平、厦門興浚知識産權事務所を訴える不正競争事件」、福建省高級人民法院による（2021）閩民終1129号民事判決書参照。

		商標を数十件登録出願している。	
14	金牛 ¹⁹	武漢金牛社及びその代理人は、タオバオサイトで販売者の劉鵬飛が「金牛」登録商標を模倣した商品を販売していると侵害申告を行った。劉鵬飛がタオバオサイトで販売した商品が本物であることを証明した後にも、武漢金牛社及びその代理人は侵害申告を取下げずに、2～3日おきに同じ侵害申告を繰り返し、合計8回も行った。	武漢金牛社は、複数回の侵害申告でいずれも権利非侵害の声明を受けていたが、行政機関に告発したことも、裁判所に提訴したこともない。侵害申告の目的が権利侵害を差し止めることではないことは明らかであり、侵害申告行為は正当な境界を超え、「悪意を持って誤った通知を出す」という不正競争行為に該当し、懲罰的賠償責任を負うべきである。
15	虎頭の図形 ²⁰	俄羅斯バリエム社は「虎頭の図形」のロシアにおける商標権者である。伝峰社は中国における俄羅斯バリエム社の製品の販売者で、中国において十数件の関連商標を登録し、後に綏芬河バリエム社に譲渡し、後者は数件の関連商標を登録した。	双方の関連商標権は、元々俄羅斯バリエム社が所有するものであり、伝峰社には虎頭シリーズの酒を販売するために使用を許諾したのであって、売買関係が終了すれば、伝峰社は商標権を返還すべきである、ことを明らかにしたため、伝峰社による関連商標の譲渡行為及び綏芬河バリエム社によ

¹⁹ 「劉鵬飛が武漢金牛經濟發展有限公司、杭州務新網絡科技有限公司、蕪湖匯德知識產權代理有限公司、浙江淘寶網絡有限公司を訴える不正競争事件」、重慶市高級人民法院による（2021）渝民終 1083 号民事判決書参照。

²⁰ 「俄羅斯烏蘇里斯克市バリエム開放式股份公司が綏芬河市伝峰經濟貿易有限責任公司、綏芬河市バリエム酒業有限公司を訴える商標権帰属確認及び権利侵害事件」、最高人民法院による（2020）最高法民再 24 号民事判決書参照。

			る関連商標の登録行為には明らかな悪意があり、一括して返還すべきである。
--	--	--	-------------------------------------

3. 中国における商標権に基づく不当な権利行使事件における「権利濫用の禁止」原則の適用条件

中国『民法典』の第 132 条では「民事主体は、民事権利を濫用して国家利益、社会公共利益又は他人の合法的な権益に損害を与えてはならない」と規定されており、一部の学者は、権利濫用の行為が他人の合法的な権益を害する場合、私権の境界や私益の衝突のみに関わり、信義誠実の原則との関連性がより強いのに対し、権利濫用の行為が国家利益や社会公共利益を害する場合は、公共の利益の保護に関わり、公序良俗の原則がより大きな影響を及ぼす、と考えている²¹。

「権利濫用の禁止」の規定は一般条項として、「オール・オア・ナッシング」という法的ルールの適用モデルが適用されず、「構成要件該当—法的効果の発生」の仕組みでは権利濫用行為の認定をカバーできない。中国『総則編解釈』でもこの見解が採用され、権利行使行為が権利濫用を構成するかどうかを判断する際に、動的システム論 (Bewegliches System) というアプローチを採用している。

動的システム論はオーストリアの法学者の Walter Wilburg が損害賠償法について提唱したものである。「責任が成立するか否かは、単一の思想で決められるのではなく、複数の視点の共同作用に決められるものであり、学術的・法的にはこれらの視点が『要素』と呼ばれるが、私的には『動的な力』と呼びたい……これらの視点に基づけば、具体的な各事件は、諸力の相互作用や程度が様々であるため、異なる様相を呈している。それらの力は、絶対的なまたは決められた意味を持つものではなく、決定的な作用を起こすのは、それらの力の変化が激しく予測ができないほどの相互作用によって生まれる合力である……ある要素が特別な強さを示せば、それ自体が損害賠償責任を成立させるのに十分である」²²。中国『総則編解釈』第 3 条第 1 項では、「

²¹ 『民法典』第 132 条 (権利濫用の禁止) コメント (茅少偉, 『中国応用法学』, No. 1, pp. 201~212, 2023 年) 参照。

²² [オーストリア] Walter Wilburg, 「私法における動的システム論の展開」(李昊訳, 『蘇州大学学報 (法学版)』, No 4, pp. 107~116, 2015 年)。動的システム論に対する詳細な説明と

権利行使の対象、目的、時間、方式、当事者間の利益の不均衡をもたらす程度等の要素」に基づいて権利濫用に当たるか否かを認定すると規定されているが、司法解釈の起草者は、当該規定が動的システム論に基づくものであることを明確にした。中国『総則編解釈』第3条第2項では、権利行使行為の主な目的が他人の合法的な権益を害することにあると認定できれば、他の要素を考慮する必要なく、濫用を構成すると認定しなければならないと規定されている。これによると、中国『総則編解釈』の第3条第1項と第2項の適用条件と順序は、第2項の規定に該当する場合は、権利濫用を構成すると認定すべきであり、第2項以外の状況がある場合は、第1項に規定されている参考要素に基づき、具体的な事件状況に応じて、権利濫用を構成するか否かを判断することとなる²³。

「権利濫用の禁止」原則の適用には、権利の基礎、行為の形態、濫用の認定及び法的効果の四つの側面が含まれているが、以下では、前述した15件の典型的な事例に基づき、商標権に基づく不当な権利行使行為に関する権利濫用の認定について分析する。

一つ目は、権利の基礎である。権利を濫用しようとするなら、まず権利又は権利の外観が必要である。登録商標の専用権は登録が必要であるが、どのような登録であっても、実体審査を受けているか否かにかかわらず、誤りは避けられない。また、他人の民事権益を害する商標登録出願は、商標行政部門が自発的に審査するわけではなく、審査しようとしても特定するのは困難である。そのため、中国を含む全ての商標登録主義を採用している国では、商標権を真に所有しているわけではない者が、信義誠実の原則または公序良俗の原則に違反して権利の外観を得ることは避けられない。

中国の登録商標権の取得と喪失は、商標行政部門により先に判断されてから、初めて司法審査に入ることができる。裁判所は、商標行政部門の審決について司法審査を行う場合にも、民事侵害事件を審理する場合にも、商標権の効力を独立で認定することができない。司法審査においては、商標行政部門の審理手続、証拠、結論などの合法性について審理することしかできない。侵害訴訟においては、商標登録証さえあれば、登録商標権者が保護請求している権利が正当であると推定され、その有効性を審査する必要がない。

もし悪意で登録された商標権は合法的かつ正当な権利ではないため、「

批評については、[日] 山本敬三、『民法における動的システム論の検討—法的評価の構造と方法に関する序章の考察—』（京都大学法学会『法学論叢』138巻第1、2、3号、pp208以下、1995）参照。

²³ 「『中華人民共和国民法典』総則編の適用における若干問題に関する解釈」（郭鋒、陳竜業、蔣家棟、劉婷、『人民司法・応用』，No. 10，pp. 35～46，2022年）参照。

権利濫用の禁止」原則は適用できないと考えた場合、真の権利者は、そのような形式的な商標権が無効となった後にしか救済を受けることができず、権利濫用の抗弁を提起する手段も能力もなく、民事事件を審理する裁判所も、無効審判等の行政手続の結果を受動的に待つしかない。

前述した 15 件の事例のうち、「西四社」、「MK」、「启航学校」及び「金牛」の 4 件の商標だけが悪意で登録された商標ではなく、それ以外の事例で保護が主張された商標は何れも悪意による登録商標であるため、権利の取得が合法的か否かにかかわらず、権利の外観を有すれば、その権利を濫用しやすいことがわかる。

そのため、中国ではまだ権利無効の抗弁が導入されていないという背景の下で、悪意を持って商標権を登録して行使することが権利濫用を構成すると認定することは、実質的に商標権の効力を否定することを意味し、それは違法な権利の「権利」のベールを突き破るものであり、形式的に合法で実質的には違法である権利を他人に対して主張できないようにするものであるが、民事判決において、不当に行使されている商標権が無効にされるべきであると明記しなければ、中国の登録商標制度を揺るがすことはない。また、民事判決において、悪意で登録された商標を無効にすることはできないが、保護請求している商標が悪意で登録されたものであると認定されさえすれば、真の権利者がこの悪意で登録された商標に対して無効審判請求を提起した場合、この民事判決で認定された事実及び結論は、商標行政部門が商標権の有効性を審査する際の重要な参考となり、審査官は民事判決における認定と同じ結論を出す可能性が高い。

二つ目は、権利濫用に該当するには、権利の外観だけでなく、権利を行使する行為も必要である。権利行使における濫用行為とは、通常、その商標権に基づいて主張するものであり、例えば、権利侵害警告状の送付、第三者や行政機関への権利侵害の通知、裁判所への侵害訴訟又は訴訟保全の申立等が含まれるが、これらに限定されるものではない。

警告書の送付については、相手方の当事者に直接送付し、その後の訴訟をちらつかせて脅すケース、相手方のディーラーに送付するケース、及び公衆や他の第三者に対して送付するケースがある²⁴。第三者へ侵害申告を行い、

²⁴ 「艾絲碧西投資有限公司が北京芭黎貝甜企業管理有限公司、金光春を訴える商標権侵害及び不正競争紛争事件」、北京高級人民法院による（2021）京民終 438 号民事判決書参照。この事件において、係る権利行使行為は、真の権利者及びその関連会社に対して提起した 8 件の訴訟、真の権利者のディーラーに「商標権侵害の警告書」を送付し、「行政摘発を行った」ことを電話で伝え、真の権利者にプレッシャーをかけた行為、マスコミ、会計士事務所や他の機関に「商標権侵害の警告書」などの書類を送付する行為、北京市、成都市、大連市、南京市、上海市

第三者に対して相手方の商品の撤去や商品リンクの遮断を求めた場合、相手方は、侵害にあたらないと主張する「反通知」によって販売を再開できたとしても、プロモーション期間は既に終了してしまっているため、元々得られたはずの利益が実現できず、損失が発生してしまう（事例 12、14）。行政機関への通報や裁判所への提訴を行った場合、相手方は、商品の差し押さえ、処罰、賠償のリスクを負うことになり、また、その対応には時間、費用や労力も要するため、事業への投資や得られたはずの利益が減少することになる（事例 9～11、15）。

更には、自分の悪意による登録商標に基づいて、真の権利者が後に登録出願した商標に対して異議を申し立てる、或いは無効審判を請求するという権利行使行為もある。事例 13 では、悪意の登録者は権利行使行為をしていないが、その商標出願の数が生産経営の正常な需要を遥かに超えており、且つ他人が先行使用している有名な商標と同一又は類似であるものが多いため、今後発生する可能性のある不当な権利行使行為を回避するために、裁判所は真の権利者が提起した不正競争訴訟を支持した。これで分かるように、権利濫用行為は、権利侵害行為の一種として、妨害予防請求権を発生させることもできる。

三つ目は、権利濫用が成立するうえで最も重要であるのは、権利行使の行為が信義誠実の原則又は公序良俗の原則に違反するということである。悪意を持って商標権を登録して行使する場合、その商標登録出願における悪意は、その権利行使行為の主な目的が他人に損害を与えることにあることを同時に証明することができる。溜め込み行為に関して、商標権者がその生産経営の正常な需要を超える商標を大量に登録するのは、転売によって利益を得ること、または他人の使用を阻止して不正な利益を得るためである（事例 2）。冒認出願行為に関して、その目的は他人の商業的名誉を奪うためである（事例 1、3、4）。商標登録に明らかな悪意がない場合には、動的システム論における様々な要素とその重みを総合的に考慮する判断方法を採用する必要がある。

事例 14 について、商標登録者が、最初の侵害申告の後に、劉鵬飛のオンラインストアで販売されているものが権利侵害商品ではないことを既に知っていたにもかかわらず、劉鵬飛のオンラインストアに対して何度も侵害申告を行い、且つ申告の理由も変えることなく、連続的に侵害申告を行った目的は、劉鵬飛をタオバオサイトから退出させることにあり、その権利行使

、天津市、杭州市などの地域における市場监督管理局などの行政機関に提起した 84 件の行政摘発、及び、消費者名義での 58 件の通報を含み、これらに限られない。

行為は明らかに権利濫用行為に該当する。事例 5 について、原告の北京西四社が譲り受けた「西四社」商標は、登録時には悪意がなかったが、原告は混同を招くような使用行為を行っていたと同時に、真の商業的名誉の所有者である「華天社」に対して侵害訴訟を提起し、その意図は明らかに自分が保有していない「西四包子舗」の商業的名誉を奪い、後者が「西四包子舗」商標を使用できないように強要して、相応の市場を独占することにより、これも権利濫用行為に該当する。

事例 6 について、建發工場は本件で Michael Kors 社を提訴する前に、「MICHAEL KORS」ブランドの販売業者に対して複数回の訴訟提起や通報を行い、幾つかの有利な判決を得て、本件の判決結果に影響を与えようとしていた。本件の一審で原告の請求が棄却された後、原告はまた同じ理由で、同じ当事者に対して別の侵害訴訟を提起して、1000 万人民币元の賠償金を請求しており、異なる裁判所で提訴することで自分に有利な結果を得ることを望んでいることは明らかであるため、その商標権行使行為は、Michael Kors 社の合法的な権益を害することを主な目的とする権利濫用行為に該当する。

また、濫用行為の成立には、損害が発生すること、即ち、権利行使の行為が国家の利益、社会公共の利益、あるいは他人の合法的な権益に損害を与えていることも必要である。悪意を持って商標権が登録され行使された場合、無効審判請求によって悪意で登録された商標を無効にしなければ、真の権利者及び利害関係人は果てしないリスクに直面してしまい、事例 2、事例 4、事例 12 でも示されているように、悪意の登録者は大規模な侵害訴訟又は通報を行うことで、他人の事業に悪影響を及ぼしている。例えば、事例 7 と類似し、同時期に発生した「金銀花」事件（「金銀花」は漢方薬の名称である）、「潼关肉夹馍」事件及び「逍遥镇胡辣汤」事件（「潼关肉夹馍」と「逍遥镇胡辣汤」は何れも中国の地方の名物である）等では、何れも公共資源のシンボルを商標として悪意的に登録した後、一括で訴訟を提起して権利保護を行い、被疑侵害者が商標法に詳しくなく且つできるだけ早くトラブルの解決を望んでいるという状況下で、不正な利益を得ていた。

四つ目は、商標権に基づく不当な権利行使の法的効果である。前述の 15 件の事例は、権利濫用の法的効果という視点から二つの部分に分けることができる。第一部分は、商標登録者が不当に権利を行使し、侵害訴訟を提起したが、被告が権利濫用を理由に抗弁を提出し、裁判所に支持され、すなわち、権利濫用は相応の法的効果を生じさせないという結果になったものであり、事例 1～8 はこれに該当する。

第二部分は、権利濫用型の権利行使行為が権利侵害行為にあたり、行為人がそれによる損害に対して侵害責任を負うと判定されたものであり、例え

ば、事例 9～15 のように、被害者は状況に応じて、悪意の知的財産権訴訟による損害責任を問う訴訟、侵害責任を問う訴訟、不正競争訴訟、ひいては商標権の帰属確認訴訟を提起することができる。

また、事例 10 において、科順社は、共利社の悪意で登録された商標を無効にするために、商標権の無効審判請求を商標代理事務所に依頼し、悪意の通報に対抗するために、行政訴訟の代理を弁護士に依頼し、共利社の提起した民事訴訟に対応するために、訴訟に参加すると共に関連情報に対して公証を行うことを弁護士に依頼したため、科順社が支払った弁護士費用などの権利保護のための合理的な支出は、その財産上の損失とみなされるべきである。また、共利社の悪意で登録された商標、通報及び民事訴訟により、科順社が第三者との契約を履行するために生産した商品が差し押さえられて履行が遅れ、また、差し押さえられた商品の品質保証期限が切れ、販売できなくなったため、このようなその他の財産上の損失も補償されるべきである。

4. おわりに

本稿では、商標権に基づく不当な権利行使に関する 15 件の事例を整理することにより、商標権に基づく不当な権利行使事件における「権利濫用の禁止」原則の適用条件と法的効果の評価をまとめた。まず、不当な権利行使行為は、外観上の商標権を基礎とする必要がある。次に、これらの行為が権利濫用にあたるかどうかについては、動的システム論という方法で認定することができる。その行使される商標権が悪意で登録されたものだと認定できる場合は、その権利行使の主な目的が、国家の利益、社会公共の利益、他人の合法的な権益を害することにあると推定すべきである。その商標権の取得に悪意があると確認できない場合は、様々な要素やその相互の影響を総合的に考慮して判断する必要がある。最後に、不当な行使行為が権利濫用を構成する場合の直接的な法的結果は、その行使行為が行為人の求める効力をもたらすことができず、もしその権利行使行為が相手方に損害を与える場合、又はまだ悪意で登録された商標で権利を行使していないが、他人の合法的な権益を侵害するおそれがある場合には、その他に差止請求権、妨害予防請求権、損害賠償請求権等の請求権が発生する、ということである。無論、真の権利者は、特定の状況下（例えば、事例 15）で、所有物（商標）返還請求権等の方法でその目的を実現することもできる。



■ 鐘鳴（著者）

2002年から2016年にかけて、北京市高級人民法院知財権庭裁判官、審判長、第一調査組長を経験し、北京市政法系統「十百千」人材とも選出されたことがある。中国知識産権法律学研究会理事と、中華商標協会中国企業商標鑑定センターのコンサルティング専門家も兼任している。裁判官として知財権に関する民事と行政訴訟を3000件余り審理したことがある。2010年度、2011年度、2014年度、2015年度中国裁判所10大知財権案件、2014年度中国裁判所50件の典型案件に選ばれた案件などを担当した。

■ 鐘雨姍（訳者）

2020年に広島大学大学院より卒業した後、永新に入社して、商標代理業務に専念している。作業言語は日本語、英語、中国語である。業務分野は商標出願、異議申立、無効審判、取消、譲渡とライセンスに集中しており、また、担当弁護士を協力して知的財産コンサルティング及び商標行政訴訟の業務を提供している。クライアントは各分野の有名な企業を含み、化粧品、食品、薬品、被服、電子など様々な分野に世界で有名な企業に法的サービスを提供したことがある。いつも落ち着き、仕事は真面目で、具体的な商標問題には実用的、有効的な解決案を提出することができる。

